

基準5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点5－1－①： 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

本学の教育理念である「高度に体系化された専門的知識・技術を基盤とした実践を提供し、常に最良の健康状態の実現を目指す看護職者・診療放射線技師を養成する。」及び教育目的である「科学的根拠に裏付けられた専門的知識・技術及び高い倫理的判断力を身につけ、常に対象の人間としての尊厳を維持しながら、より質の高い実践を開発・提供できる保健医療専門職としての基盤を築く。」に基づき、教育課程の編成は、教育目的と期待される卒業生の特性を基本とし、教育理念における主要概念である「人間」、「環境」、「健康」、「専門職」、「技術」から理論的に枠組みを構築した。この枠組みに基づき、看護職者及び診療放射線技師に必要とされる知識・理論・技術・態度を「内容の諸要素」としてすべて抽出し、これらから学部ごとの教育課程の全体構造を編成し、全科目を配置した。カリキュラムは「教養教育科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」、「保健医療専門職共通専門科目」の区分に分けて編成している。その結果、看護学部・診療放射線学部の枠を越えた学際性・総合性を考慮した編成になった。

【分析結果とその根拠理由】

教育理念及び教育目的に基づき、明確に定められている。

観点5－1－②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

「教養教育科目」は、保健医療専門職としての知識と技術を修得する以前に、人間としてより豊かに成長・発達することを重視し、「文化と生活」、「個人と社会」、「人間とコミュニケーション」、「環境と科学」の4学科目群、計34科目から構成されている。このうち、科目群「文化と生活」に含まれる「群馬県民の文化と生活」は、群馬県民をはじめ、地域に生活する人々の保健・医療・福祉への貢献を目指す本学の基本理念との関連を意図し、また、科目群「人間とコミュニケーション」に含まれる「情報科学」は、未来社会におけるコミュニケーション技術の拡大を視野に入れ、両学部の必修科目に指定した。その他の科目は、専門基礎科目、専門科目と有機的に関連し、大学の教育理念・教育目的を反映する内容を提供しており、両学部合同の科目となっている。「教養教育科目」の卒業要件単位数は、看護学部22単位以上、診療放射線学部18単位以上である。

「専門基礎科目」は、看護職者・診療放射線技師の実践を支える独自の専門的知識・技術を学習するための前段階として学ぶ科目群であり、「環境と健康」、「人間の発達と健康」、「専門職的態度の基盤」の3学科目群、計20科目から構成されている。このうち、「環境と健康」、「人間の発達と健康」には、両学部同一の名称をもつ科目を配置している。これらの科目は、共通性を強調しつつ、各学部の教育目的及び学生の特徴を考慮し、独自の学科

目標、時間配分、方法を設定し展開している。また、「専門職的態度の基盤」に配置した科目の多くは、保健医療専門職としての特性獲得という共通性をもつため、合同授業を展開し、看護職者、診療放射線技師の役割や専門性への関心を高める機会を提供する。「専門基礎科目」の卒業要件単位数は、看護学部23単位以上、診療放射線学部30単位以上である。

看護学部の「専門科目」は、看護職者の実践を支える専門的知識・技術を学ぶために、「看護の本質と看護技術」、「人間の生涯発達と看護」、「地域で生活する人々の健康と看護」、「看護専門職の役割と機能」の4科目群、計36科目から構成されている。この「専門科目」を通して、教育目的・目標の達成に直結する能力の獲得を意図した内容を提供する。この能力とは、人間の生涯発達と生活の場に応じた看護展開能力、看護技術の原理を理解し、実践の現状に合わせて応用・発展させる能力などである。この能力獲得に向けた教育方法として、1年次から実習を開始するとともに、エビデンスに基づいた授業を展開する。また、4年次には、「看護専門職の役割と機能Ⅱ－1（総合実習）」、「看護専門職の役割と機能Ⅱ－2（役割移行実習）」を配置し、「専門基礎科目」「専門科目」を通して学習した内容を統合する授業を展開する。「専門科目」の卒業要件単位数は66単位以上である。さらに看護学研究概論が3年次必修科目、看護学研究Ⅰ（問題解決過程）・看護学研究Ⅱ（EBP）が4年次必修科目として設定され、看護職者として実践に研究成果を活用するための能力を総合的に高めていくことが意図されている。

診療放射線学部の「専門科目」は、診療放射線技術学の実践を支える専門的知識・技術を学ぶために、「診療放射線技術学」、「診療画像技術学」、「医療画像情報学」、「核医学検査技術学」、「放射線治療技術学」、「放射線管理計測学」の6科目群、計47科目で構成されている。この「専門科目」を通して、教育目的、教育目標の達成に直接関連する能力の獲得を意図した内容を提供する。この能力獲得に向けた教育方法として、1年次から「診療放射線技術学導入実習」を開始する。2年次および3年次は講義科目を中心に据え、3年次後期セメスターには平行して実習科目「診療画像技術学実験」、「放射線機器工学実験Ⅰa（X線、CT検査）」、「放射線機器工学実験Ⅰb（MRI）」、「医療画像情報学実験」、「放射線機器工学実験Ⅱ（核医学）」、「放射線機器工学実験Ⅲ（放射線治療）」、「放射線管理計測学実験」を展開する。4年次前期セメスターには実習科目「診療画像技術学実習」、「核医学検査技術学実習」、「放射線治療技術学実習」を配置し、病院での実践的臨床実習を実施する。4年次通年科目として「診療放射線技術学研究」を配置し、担当教員の指導の下で学生1人につき1課題で研究を行い、口頭発表及び論文作成を行う。「専門科目」の卒業要件単位数は67単位以上である。

保健医療専門職共通専門科目は、両学部の各専門性を越えて、保健医療専門職に求められる知識・技術・態度を学ぶ科目群であり、計5科目から構成されている。これらの科目は、全て両学部合同授業であり、看護学部は「保健医療情報組織学」、「保健医療チーム連携論Ⅰ」、「保健医療チーム連携論Ⅱ（実習）」3科目を、診療放射線学部は「保健医療チーム連携論Ⅰ」「保健医療チーム連携論Ⅱ（実習）」「保健医療システム開発論」の3科目を必修科目に指定している。これにより、看護職者・診療放射線技師相互の役割を理解する基盤とし、専門領域の異なる保健医療専門職の役割や機能の共通性・相違性を学ぶ機会を提供する。「保健医療専門職共通専門科目」の卒業要件単位数は5単位以上である。

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育課程は教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容や水準、さらに授与される学士（看護学）、学士（放射線学）の学位において適切である。

観点5－1－③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

両学部とも他学部の授業科目を履修できるように両学部共通科目を多く配置している。これは、保健医療における協働やチーム医療を行う上で、共通科目開設が重要であるとの考えに基づいていることによる。

他大学等における既修得単位は、学則第 34 条の規定（入学前の既修得単位等の認定）に基づき、審査の上、60 単位を上限として本学における授業科目を修得したものとして認定している。関係規程を「資料 5-1-②-1」に、認定実績を「資料 5-1-②-2」に示す。

また、学生が本学の許可を得て留学した場合、審査を経ることにより、留学先大学での修得単位を本学において履修したものとして認定することが可能であることが規程で定められている。（資料 5-1-②-3）

本学では EBP (Evidence-Based Practice ; 科学的根拠に基づいた実践) を推進し得る人材の育成を推進しており、このことからも、本学の教員は自らの研究成果及び授業に関連する最新の研究成果を活用し、科学的根拠に基づいた授業を展開することを目指している。また、各教育研究分野に所属する教員は原則として、その専門分野と共に通する科目を担当し、研究活動と教育活動の関連を強化している。その概要は資料 5-1-②-4 に例示する。

資料 5-1-②-1 既修得単位等の認定

○既修得単位等の認定に関する規程

第3条 単位認定を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を所定の期日までに、学長に提出しなければならない。

- (1) 単位認定申請書
 - (2) 出身学校の成績証明書
 - (3) その他単位認定に必要な書類
- (単位認定の方法)

第4条 単位認定は、該当学部の教務委員会が審査し、その教授会の議を経て、学長が行う。

(修業年限)

第5条 単位認定に関連する修業年限の短縮は、行わない。

【出典 規程集P. 151】

資料 5-1-②-2 既修得単位の認定状況（過去3年分）

年	看護学部							診療放射線学部						
	申請者 数	既修得科目		申請科目		認定科目数		申請者 数	既修得科目		申請科目		認定科目数	
		科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数		科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数
24	2	25	42	18	29	18	29	0	-	-	-	-	-	-
23	4	112	196	67	123	56	94	2	25	54	19	37	21	36
22	1	22	42	9	17	8	16	0	-	-	-	-	-	-

資料 5-1-②-3 外国留学での単位認定

○外国留学規程（抜粋）

(対象)

第3条 留学の対象とする大学は、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有する大学又はこれに相当する教育研究機関とする。

(単位)

第6条 学生が留学先の大学で修得した単位（以下「修得単位」という。）等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 修得単位を本学において履修したものとして認定（以下「修得単位の認定」という。）を受けようとする者は、次の書類を帰国後速やかに学長に提出しなければならない。
 - (ア) 修得単位認定申請書
 - (イ) 履修科目授業内容
 - (ウ) 成績証明書及び履修証明書
 - (エ) (ウ)の邦文訳
- (2) 修得単位の認定は、教務委員会が審査し、学部の教授会の議を経て、学長が行う。なお、必要があると認めるときは、関係授業科目の担当者による面接等の審査を行うことができる。
- (3) 修得単位の認定を行うことができる条件は、原則として次のとおりとする。
 - (ア) 単位数は、学則第34条の定めるところにより、国内の他の大学等で修得した単位と合わせて60単位までとする。
 - (イ) 科目は、学則第29条第1項の定めるところによる。
 - (ウ) 授業時間数は、本学の履修基準に見合うものとする。
 - (エ) 成績の評価は、留学先大学の認定結果を尊重する。
- (4) 認定結果は、修得単位認定通知書により、学生に通知するものとする。
- (5) 本学と留学先大学等との学年度、セメスター（学期）の相違により、やむをえない場合は、履修届の期日を変更することができる。

【出典 規程集P. 162】

資料5-1-②-4 研究成果の授業への反映

○看護学部

シラバス：<http://www.gchs.ac.jp/faculty/nursing/curriculum-nur>

教員紹介：<http://www.gchs.ac.jp/staff/?CAt=4>

○診療放射線学部

シラバス：<http://www.gchs.ac.jp/faculty/radiation/curriculum-rad>

教員紹介：<http://www.gchs.ac.jp/staff/?CAt=6>

【分析結果とその根拠理由】

本学の授業内容は、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に対して十分な配慮ができている。

観点5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

教養教育科目の語学系科目やコミュニケーション科目は、発音やリスニング、実演、ロールプレイングなどの演習によって学習効果が期待される科目であるため、外国人教員の採用や演習形式の講義が実施されている。また英語科目ではコンピュータを利用した CALL (Computer Assisted Language Learning) システムを導入して教育効果を高めている。「群馬県民の文化と生活」、「芸術Ⅱ（造形芸術）」、「芸術Ⅲ（舞台芸術）」、「生活と科学Ⅱ（文学）」においては、実際に作品を鑑賞したり、創作したり、演じたりという形態での授業を組み合わせて行っている。「スポーツ科学Ⅱ（体力づくり）」は、履修希望者が多く、クラス増設を行い実技的授業の特性を損なわないよう配慮している。また「情報科学」など情報通信技術に関する授業では、実際にマルチメディア教室で端末を操作しながらの授業を展開しており、利用する端末が常に最新の状態で利用できるようにリース方式による調達を行っている。

専門基礎科目では、「人間の発達と健康概論」、「環境と健康各論Ⅰ（内部環境を支える人体の構造と機能）」、「環境と健康各論Ⅱ（代謝と栄養）」、「環境と健康各論Ⅲ（薬理作用）」、「環境と健康各論Ⅳ（病原体と免疫）」においては、学習効果を高めるために、講義と実習を組み合わせた演習科目（45 時間）として開講されている。

看護学部の専門科目においては、看護技術学各論ⅠからⅥにおいて講義と演習に加え「参加観察実習」を取り入れている。参加観察実習は、講義や演習での学習内容が臨床看護の中でどのように活用されているかを検証することを目的とする。これに引き続き、学生は看護技術学各論Ⅵ（実習）において初めてクライエントを受け持ち、看護過程を展開することになる。このように講義、演習、参加観察実習を段階的に組み合わせることにより、学生は学内で学習した技術と臨床で提供される技術の相違に戸惑いを覚えることがなくなり、看護技術教育における新たな教育方法として効果が上がっている。地域健康看護学概論では、講義に加え、様々な地域で生活する人々の環境と健康を参加観察する実習を実施している。県内の山間地域4箇所を教員とともに訪問し、そこで生活する人々との相互行為を通して、講義の学習内容に対する理解を深める機会となっている。また、看護学概論、機能看護学概論、機能看護学各論Ⅰ、看護学研究概論等の科目においては、大学院生を TA として採用して指導補助にあたらせることで、よりきめ細やかな指導を実現している。

診療放射線学部の専門科目においては、専門科目に本格的に進む前段階で、放射線診療の実践を理解するために 1 年次に「診療放射線技術学導入実習」を設け、病院施設での実習を実施している。授業は 8~9 名の小グループ制とし、各グループに講師以上の本学専任教員及び実習施設に配置した臨床教授・臨床実習指導員による教育体制を構築することで教育効果を上げている。3 年次後期セメスターに行われる実験 7 科目は、2 年次以降に講義と演習によって学習してきた個々の専門分野に分かれて、実際の機器を用いて行われる。1 グループ 4~5 名で専任教員が指導を行う。また、大学院生を TA として採用して指導補助を担当させることによって、きめ細やかな指導を実現している。実験で使用する CT と MRI については、期間中に学内へモバイル装置を導入することによって対処している。CT については、画像解析システムを導入することで画像の三次元構築技術の習得と応用を多角的に行なっている。また、「放射線治療技術学」においては放射線治療計画用コンピュータを複数台設置し、演習と実験に供している。これにより、学生が具体的なイメージをつかむことが難しい放射線治療技術の理解を促している。

【分析結果とその根拠理由】

保健医療専門職としての看護職者・診療放射線技師の養成という教育目的から、講義、演習、実験・実習を有機的・体系的に配置しており、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ及びバランスは適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がされている。

観点5-2-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

本学では授業時間外の学習時間を確保するため、1日の最大講義数を5コマとしている。時間割の設定に際し、必修科目が連続しないように配慮し、可能な限り選択科目を履修する機会を増やしている。そのため、学生は1週間の中で選択科目を履修しない自由な時間帯が適度に配分されることから、講義や演習に必要な事前学習、事後学習を行う時間が確保されている。卒業要件は、大学設置基準の下限（124単位）に近い126単位に設定しており、自己学習の時間は十分に確保できる範囲になっている。また、学生個々に対する組織的な履修指導体制として、GPA制度およびカリキュラム・アドバイザー（以下「CA」とする。）制度を導入している。CAは、学生約9～10名を1グループとし、1～2名の専任教員が配置されている。CAは担当する学生に対し4年間の学習の流れを見据えた上で学修内容を確認し、履修計画の改善を指導するとともに、セメスターGPAと累積GPAに基づき、履修計画のサポートや効果的な学習活動を支援している。（GPA制度の概要は資料5-2-②-1、CA制度については観点7-2-②を参照）

なお、卒業認定にはGPAを用いていない。また、CAによる履修指導の中で、過剰な履修登録をチェックし、効果的に学習が推進されるように指導しているため、履修科目数の上限設定（キャップ制）は行っていない。

資料5-2-②-1 GPA制度

○履修方法及び学修の評価に関する規程（抜粋）

（GPA制度）

- 第5条 授業科目ごとに学修を評価するほか、グレード・ポイント・アベレージ（Grade Point Average 以下「GPA」という。）を用いて修学に関する指導を行う。
- 2 GPAは、授業科目の成績に応じてグレード・ポイント（Grade Point 以下「GP」という。）を定め、当該授業科目の単位数を乗じ、その合計を履修した授業科目の総単位数で除して算出する。
 - 3 新入学生の既習得単位認定に関する規程、外国留学規程に基づいて認定された単位及び別に掲げる授業科目については、GPA算出の対象としない。
 - 4 授業科目を再履修したときは、入学時からの累積GPAについては、再履修における当該授業科目のGPを除いて算出する。
 - 5 GP、セメスターGPA及び累積GPAの算出式は、次のとおりとする。

（1）GP

成績	GP
A	4
B	3
C	2
D	1
F	0

（2）セメスターGPA（少数点第2位を四捨五入）

セメスターGPA

$$= \frac{(\text{当該学期において履修した各授業科目の単位数} \times \text{各授業科目の GP}) \text{の和}}{\text{当該学期において履修した各授業科目の単位数の和}}$$

(3) 累積GPA（少數点第2位を四捨五入）

累積GPA

$$= \frac{\text{（全ての学期において履修した各授業科目の単位数} \times \text{各授業科目の GP}) \text{ の和}}{\text{全ての学期において履修した各授業科目の単位数の和}}$$

（カリキュラム・アドバイザーによる指導等）

第6条 学生は、学修に関して、毎学期カリキュラム・アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）による指導を受けなければならない。

2 履修登録には、アドバイザーの確認を必要とする。

3 セメスターGPAが2.0未満となった者に対しては、アドバイザーカ特別の指導を行う。

4 セメスターGPA2.0未満が3セメスター連続した者に対しては、教授会の議を経て退学を含めた指導・勧告をする場合がある。

【出典 規程集P. 148～149】

【分析結果とその根拠理由】

学生の授業時間外の学習時間を十分に確保し、自主的に履修計画を作成して学習時間配分をバランス良く配置し、自習時間を確保できるようにしており、さらに、GPA 制度を活用することで修学上の問題が生じる前に支援しており、単位の実質化が図られている。

観点5－2－③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

本学における教育課程は、看護学部及び診療放射線学部に共通な本学独自のカリキュラム編成方法論に基づいている。この趣旨に沿ったシラバス作成のための配慮として、カリキュラム編成から抽出された内容の諸要素（授業の概要）を示し、担当教員に対してその記載にしたがって授業内容と方法を提示するように依頼している。それに基づいて、学科目的、学科目標（評価基準）、授業内容、授業方法、評価方法等を作成するよう求めている。各科目的担当教員は、シラバスにおける授業の概要、学科目的、教育内容等の整合性を確認することで、カリキュラム編成の趣旨との整合性を保つシラバスの適否を判断することが可能となっている。

シラバスには、「科目区分」、「授業科目名」、「科目番号」、「クラス番号」、「授業形式」、「必修選択区分」、「開講時期」、「単位数」、「科目責任者名」、「担当教員名」、「授業の概要」、「学科目的」、「学科目標」、「授業内容」、「授業方法」、「評価方法」、「教科書」、「参考書・参考文献」、「聴講生受講の可否」、「科目等履修生受講の可否」等について内容が明示されている (http://www.gchhs.ac.jp/study/education/curriculum_syllabus)。学生による授業評価の結果からも、シラバスの活用がうかがえる（直近の調査である平成23年度後期セメスター授業評価において、「シラバスどおりに授業展開されているか」という項目に対して、5点満点中4.4点という結果が得られている）。

【分析結果とその根拠理由】

教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されている。

観点5－2－④： 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。**【観点に係る状況】**

基礎学力不足の学生への配慮として、セメスターごとに GPA2.0未満の学生に対しカリキュラム・アドバイザーが面接を実施し、学習方法等の指導を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われている。

観点5－2－⑤： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点5－2－⑥： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点5－3－①： 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。**【観点に係る状況】**

本学では、「学位規程」に学位授与の方針を規定している（概要を資料5－3－①－1に示す）。

資料5－3－①－1 学位規程（抜粋）

(学位の種類)		
第2条 本学において授与する学位は学士及び修士とする。		
2	前項の学位に次の区分に従い、専攻分野を付記する。	
学部又は研究科	学科又は選考	学位の種類
看護学部	看護学科	学士（看護学）
診療放射線学部	診療放射線学科	学士（放射線学）
看護学研究科	看護学専攻	修士（看護学）

診療放射線学研究科	診療放射線学選考	修士（放射線学）
(学位授与の要件)		
第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。		
2 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に授与する。		

【分析結果とその根拠理由】

明確に定められている。

観点5－3－②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学における成績評価基準は学則第31条に規定され、さらに「履修方法及び学修の評価に関する規程」において、授業科目の履修方法及び学修の評価の詳細が定められている。これらは、学生に対して学生便覧及びオリエンテーションにおいて周知されている。なお、各科目の評価基準についてはシラバスに成績評価法を個別に記載し、授業開始時にも教員から詳細な評価基準が示されている（資料5－3－②－1）。なお、単位認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

資料5－3－②－1 成績評価基準

○履修方法及び学修の評価に関する規程

(学修の評価)

第4条 学修の評価は、A、B、C、D及びFの評語で表し、A、B、C及びDを合格とする。

2 前項の学修の評価は、授業科目の履修期間が終了したときに試験及び平素の成績を総合して次の基準により行う。

評価	評価の基準（100点満点）	判定
A	90点以上 100点まで	合格
B	80点以上 90点未満	
C	70点以上 80点未満	
D	60点以上 70点未満	
F	60点未満	不合格

(単位の授与)

第7条 単位は、A、B、C又はDの評価を得た者に与える。

【出典 規程集P. 148～150】

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準は関係規程で明確に策定され、学生便覧、シラバス等を通じて学生に周知している。また、単位認定も適切に実施されている。

観点5－3－③： 成績評価等の客觀性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

担当教員はシラバスに記載の評価基準に従い、成績を入力用紙に記入し事務局教務係に提出する。教務係は入力後に入力結果を担当教員に戻して確認を求めている。それを基に教務委員会は学則及び規程の基準にしたがって、成績、単位及び卒業の認定を行い、その結果を学部教授会または研究科委員会で報告し承認を得る体制になっている。また、成績評価に対して学生からの異議申し立て制度を設けており、文書による申し立てに対して教員が文書で回答し、学生と教員が相互に納得したことを教務委員会が確認する体制になっている。異議申し立ての件数は「資料5－3－③－1」のとおりとなっている。いずれの場合についても、教員の回答に対して、学生から納得が得られている。

資料5－3－③－1 異議申し立ての状況

過去3か年の状況					(単位：件)
年度	セメスター	看護学部	診療放射線学部	合計	
24	前期	1	0	1	
	後期	2	1	3	
23	前期	0	3	3	
	後期	1	0	1	
22	前期	3	0	3	
	後期	1	0	1	

【分析結果とその根拠理由】

成績評価等の正確さを担保するための措置を講じている。

観点5－3－④： 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

卒業認定基準は、学則第35条に卒業要件として規定されており、本学に4年以上在籍し、所定の授業科目を126単位以上修得した学生に対し、教授会の議を経て、学長が卒業認定を行う（資料5－3－①－1）。卒業認定基準は、学生便覧に記載され周知が図られている。

【分析結果とその根拠理由】

卒業認定基準は関係規程で明確に策定され、学生便覧、シラバス等を通じて学生に周知している。また、卒業認定は適切に実施されている。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

観点5－4－①： 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

本学大学院では、本学の主要概念、教育理念、教育目的・目標に基づき、学士課程に続く修士課程の教育課程を編成している。看護学研究科では、医療機関等における院内教育や管理にあたり実践的指導者となる人材、診療放射線学研究科では、CT・MRI・重粒子線治療など高度化が進む医療機器に対応した高度な知識・技術を持つ人材など、医療現場を支えるリーダーとなる人材を、それぞれ育成することを目的としている。

看護学研究科においては、様々な地域で生活する人々の生涯にわたる健康水準の維持・向上に向けた科学的根拠に基づく実践の実現を究極の目的とし、革新され続ける看護学・看護教育学の充実・発展及び次なる革新に向けた研究を推進し、研究成果に基づく質の高い教育を展開できる人材、看護職者のスタッフ・ディベロップメント、看護学教員のファカルティ・ディベロップメントを支援できる人材を育成する。

診療放射線学研究科においては、平成17年の中央教育審議会答申「新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—」を踏まえ、大学院を巡る社会状況の変化に対応し、教育の実質化を遂行できるよう教育課程を編成した。人材養成目的の明確化及び教育体制の整備を意図し、組織的・体系的な教育の展開を可能にしている。

また、保健・医療従事者のキャリアアップや生涯学習の必要に応じて広く社会人を受け入れるため、長期履修制度、昼夜開講制、夏季・冬季集中講義制をとっている。

【分析結果とその根拠理由】

両研究科とも、医療現場におけるリーダーとなる人材を育成することを目的として、教育課程の編成・実施方針が明確に定められている。

**観点5－4－②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、
水準が授与される学位名において適切なものになっているか。**

【観点に係る状況】

教育課程編成の特色をみると、看護学研究科では「実践看護学領域」と「看護教育学領域」の2つの専門領域から構成されることが最大の特徴である。実践看護学領域は、看護技術学、生涯発達看護学、地域健康看護学、看護政策管理学を専門とする領域であり、新たな看護学の構築に必要な研究を推進し、それらを体系化していくための研究能力と確かな教育能力を兼ね備えた研究者の養成を目指す。他方、看護教育学領域では、看護基礎教育・卒後教育・継続教育を展開するための確かな教育能力と看護学教育に資する新たな知識・技術を産出するための確かな研究能力を兼ね備え、看護職養成機関において看護学教員のファカルティ・ディベロップメントを支援できる人材、院内教育のコーディネートを支援できる看護職者、つまりスタッフ・ディベロップメントを担うことのできる人材の育成を目指している。以上の2専門領域の目的達成に向けた教育課程の特色は3点ある。第1は、学生の主専攻の領域の種類に関わらず、研究遂行に必要な基礎能力を培うため、共通科目として「看護学研究方法論Ⅰ（研究過程と研究方法の理解）」「看護学研究方法論Ⅱ（研究批評と研究成果の活用）」「研究と倫理」を提供する。第2は、学生の主専攻領域の種類に関わらず教育遂行に必要な基礎能力を培うため、共通科

目として「専門職教育展開論Ⅰ（カリキュラム編成の基礎）」「専門職教育展開論Ⅱ（カリキュラム編成の実際）」「教育と倫理」を提供する。第3は、学生の専攻領域の種類に関わらず、看護学とその教育の充実・発展・革新に資する研究成果を政策に反映させるために必要な基礎能力に必要な科目として「看護政策管理論」を提供する。主専攻科目において、学生が既存の概念、理論の学習から関心領域の研究の現状や課題の明確化、研究成果の応用へと進み、最終的には「特別研究」に統合されることを意図して体系的に編成されている。

診療放射線学研究科では、診療放射線学部における6つの専門領域を、学術的共通性を考慮して「放射線画像検査学分野」と「放射線治療学分野」の2つの専門分野に統合・編成したことが最大の特徴である。これにより、学部教育課程との連続性を保つつつ、高度かつ幅広い応用力を身につけることを主眼においていた教育課程を実現した。「放射線画像検査学分野」では、学部における2つの専門領域「放射線画像学領域」と「放射線情報学領域」とを結び付け、CT検査、MRI検査、核医学検査、超音波検査、機能画像検査等の画像検査に関する各種モダリティの開発・改良、撮像手技の開発、データ処理法の開発・応用、ネットワーク構築・運用に関する演習科目を置き、医療画像情報に関するエキスパートの育成を目指している。「放射線治療学分野」では、学部における専門領域「放射線治療学」と連続し、重粒子線治療装置など最先端の放射線治療装置を用いてがん等に対する効果的な治療を行うための治療装置の開発・改良、治療計画の作成、治療手技の開発、機器の精度管理等に関する演習科目を置き、放射線治療に対する高い専門性を有する人材の育成を目指している。以上の2専門分野の目的達成に向けた教育課程の特色は2点ある。第1は「診療放射線学特別研究」以外、すべてが選択科目であることである。「診療放射線学特別研究」以外に修了に必要な単位は18単位以上である。自分の専門分野からは6単位以上修得すればよいものとし、その他については他分野及び共通科目からの選択を認め、学生の専門及び目的意識に応じた幅広い科目履修を可能にしている。第2は、保健医療の広い基礎的知識を持ち、かつ高い専門性を兼ね備えた研究者及び教育者、並びに医療現場において指導者たり得る高度医療専門職の養成を目的として、これを達成するために、幅広い医療実践的知識及び医療課題への理解を目的とした共通科目を設定していることである。「診療放射線学」、「保健医療安全学」、「保健医療倫理学」、「保健医療経営学」、「医療統計解析学」、「画像解剖学」、「画像診断学」、「画像解析学」の他、看護学研究科で開講されている「専門職教育展開論」、「教育と倫理」、「研究と倫理」などの科目を提供している。

【分析結果とその根拠理由】

看護学研究科では、医療機関等における院内教育や管理にあたり実践的指導者となる人材、診療放射線学研究科では、CT・MRI・重粒子線治療など高度化が進む医療機器に対応した高度な知識・技術を持つ人材など、医療現場を支えるリーダーとなる人材を、それぞれ育成することを目的としている。両研究科とも、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、高度かつ幅広い応用力を身につける内容であり、その水準は授与される学位名において適切なものになっている。

観点5-4-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

社会人学生の占める割合が高い本学研究科においては、その時間的制約を考慮して、夜間開講、夏季・冬季集中講義等の個々の学生に配慮した対応を行っている。また、学生のニーズの把握は、指導教員による直接聴取及びアンケート調査を行い、調査結果に対して可能な限り対応し、対応できない事項については、学生に理由の説明を行い、理解を求めている。

なお、看護学研究科の約半数の学生は3年または4年間の長期履修制度を活用している。これら社会人学生に對しては、履修モデルを提示し、仕事と研究活動を両立できるように効率的な履修方法について入学前説明会を開催し、研究指導教員が個別指導により対応している。

【分析結果とその根拠理由】

社会人学生の受入は、医療技術が高度に発展を続いている現状で医療機関からの要請もあり、本学では社会人学生が修学しやすい環境を整備している。また、本学教員による研究活動は学術の発展動向と密接に関連しており、それを授業科目において取り上げることで学生に研究成果の還元がなされている。

観点5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それとの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

看護学研究科では、科目ごとの履修者数は1名から8名の範囲であり、少人数授業を実施している。授業の目的に照らして、講義や演習に討議・討論型授業やプレゼンテーションを多く組み込んでいる。また、コンピュータを用いた統計解析演習も展開しており、教育内容に応じて様々な授業形態を組み合わせて実施している。

診療放射線学研究科では、開講する授業科目の形態はすべて演習科目であり、少人数授業、対話・討論型授業が展開されている。授業時間外には電子メールを利用して指導を行うなど、最大限の教育効果を得るために各教員は工夫して指導を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

両研究科とも演習形態を中心とした少人数教育を実施しており、教育内容、学習の進度に応じた適切な学習指導法の工夫がなされている。

観点5-5-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

本学研究科の修了要件は、看護学研究科は32単位、診療放射線学研究科は30単位でいずれも大学院設置基準を満たしている。また、過剰な履修登録による学習の質低下を防ぐため、1年間の履修登録の上限を24単位（集中講義及び特別研究は含まない）とする、いわゆるキャップ制を導入している。また、GPA制度を採用しており、学生が自らの学習活動を自己評価できる客観的な成績評価を数値として示している。授業はシラバス通りに展開されており、学生の出席不足による履修認定不可は生じておらず、また教員の休講は報告されていない。学生アンケート、授業評価においても、学生による授業内容への満足度は高い。

看護学研究科においては、科目履修方法について大学院説明会及び入学予定者への入学前説明会においてシラバスを用いた具体的な説明を行っている。シラバスには、事前・事後学習における課題を示すとともに、この事前・事後学習を前提に授業が展開されることを明示している。事前学習として学生は学科目に関する主要文献を精読し、要約を行って発表したり、自己の研究テーマに関連する国内外の最新文献を精読し批評したりしている。

このような学生の事前学習に基づく授業展開は、文献の読解力、批判的思考力、探求力、表現力等を育成することに繋がっている。

診療放射線学研究科においては、入学時のオリエンテーションの他、個々の学生に対して、各指導教員がシラバスを用いて具体的に履修科目の選択について指導し、予習、復習に要する時間配分を計画することで単位の実質化を保証している。学生は自分の机及びパソコン等を備えた大学院生室において、いつでも自習を行える環境にある。また、2/3以上の学生が社会人であることから、臨機応変に集中講義を実施し、メールでの指導で補足するなどして、指導を充実させている。

【分析結果とその根拠理由】

組織的に単位の実質化を担保する取組がなされている。

観点5－5－③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

シラバスは両研究科でも教育課程編成の趣旨に沿って統一した形式で作成されている。内容は「科目区分」、「授業科目名」、「科目番号」、「クラス番号」、「授業形式」、「必修選択区分」、「開講時期」、「単位数」、「科目責任者名」、「担当教員名」、「授業の概要」、「学科目的」、「学科目標」、「授業内容」、「授業方法」、「評価方法」、「教科書」、「参考書・参考文献」、「聴講生受講の可否」、「科目等履修生受講の可否」などの項目であり、授業内容が具体的に明示されている (http://www.gchs.ac.jp/study/education/curriculum_syllabus)。

活用状況については、24年度に在学生 10 名からのアンケートにより情報収集したところ概ねシラバスどおりの授業展開であるとの回答が得られている。学生は、シラバスから授業目的・内容を把握し、履修計画を立てており、自主学習を進めていた。

【分析結果とその根拠理由】

両研究科とも、適切なシラバスが作成され、活用されている。

観点5－5－④： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

本学研究科は、勉学意欲のある医療従事者（社会人）が在職したまま就学できるように、大学院設置基準第14条の規定を受けた大学院学則において夜間等にも授業を開講できるようにし、入学時の時点で学生の希望を取り入れ、夜間開講や夏季及び春季集中講義を組み入れるなど個々の学生に合わせて時間割の調整を行っている（資料5－5－④－1）。また、履修に無理が生じないよう、長期履修制度も採用している（資料5－5－④－2）。ただし、学部教育と大学院教育の両方を担当する一部教員に時間的制約と過度な負担が生じているため、これの軽減を図る必要があり、今後、各教員の授業担当時間を調査し、偏りを少なくするよう担当科目・担当時間の調整が求められる。

さらに学生に対して個別に履修及び研究指導を行うことで、学生が計画的に行動できるようにしている。各教員は、オフィスアワーを設け、夕方から夜間にかけて質問や相談に対応できるようにしている。時間外や週末の大学院生室の使用は、守衛室の管理の下に、学生自身が自習室の施錠に責任を持った上で、自己学習に使用している。教員は、学習課題を学生に提示し、教室での学習をさらに確実にするように工夫している。

資料5-5-④-1 夜間授業等の開講（「大学院学則」より抜粋）

（教育方法の特例）

第32条 本学大学院は、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

【出典 規程集大学院編P. 7】

資料5-5-④-2 長期履修制度（「大学院学則」より抜粋）

（標準修業年限）

第11条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第12条 学長は、学生が職業に就いている等の事情により、前条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して修了することを希望する旨を申し出たときは、審査の上、その計画的な履修を認めることができる。

（在学期間）

第13条 在学期間は、4年を超えることができない。

2 第22条第1項の規定により入学を許可された者にあっては、同条第3項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する期間を超えて在学することができない。

【出典 規程集大学院編P. 3~4】

【分析結果とその根拠理由】

社会人など時間的制約のある学生に対する配慮がなされた時間割となっている。

観点5-5-⑤： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点5-5-⑥： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

【観点に係る状況】

看護学研究科では、主専攻とする領域の研究を遂行するために必要な基礎能力の獲得を目的とした学科目と、研究過程または教育過程に不可欠な倫理的態度を育成する学科目、質の高い専門職教育を展開するための基礎能

力を育成する学科目等を履修することとしている。学生は、これらの学習を基盤に「特別研究」を通して学習成果を統合していく。「特別研究」は、主専攻領域で行い、学生個々の履修期間に合わせて計画的に履修する。研究指導教員は、学生と相談のうえ研究指導補助教員を指名し、本人の了解を得て研究科委員会に報告し、承認を得ている。研究指導教員は研究指導補助教員と十分に連携をとり、学生の研究遂行を支援する。また、主専攻領域の研究指導教員が指導を行うが、必要に応じて、共通科目を担当する教員及び学外の専門家からも研究遂行に向けた助言を得ることができる。2年間の修業年限の学生は、1年次中に研究計画審査及び倫理審査に合格し、2年次末に論文審査できるよう研究指導を行う。研究指導は主専攻領域の研究指導教員と研究指導補助教員の複数指導体制をとっている。研究指導教員は、ゼミ形式により「特別研究」を展開し、学生が計画した履修期間に合わせ修了できるように修士論文作成過程に必要な指導を行っている。また、研究指導補助教員と十分に連携をとり、学科目の履修及び研究の遂行を支援している。さらに、必要に応じて、共通科目を担当する教員及び学外の専門家からも研究遂行に向けた助言が得られるように配慮している。教務委員会は、学生に向け「修士論文作成の手引き」、教員に向け「修士論文作成指導・審査の手引き」をそれぞれ作成している。これにより、「特別研究」による研究の遂行と論文に関わる審査等の流れを共通認識できるようにしている。

診療放射線学研究科では、教育目標の達成に向け学生の質を確保するために、教育・研究の指導プロセスに従い体系的な教育を行っている。研究指導教員は、診療放射線学特別研究における研究指導及び履修科目の選択に関する指導を中心に行い、研究指導補助教員は、研究指導教員と連携して研究遂行や論文作成への助言及び履修指導を行っている。入学時に提出された学生の研究課題の要望を基に、研究科委員会において研究指導教員及び研究指導補助教員を決定する。学生は、研究指導教員の指導に基づき先行研究、関連文献等を調査し、学生自身の立案及び研究指導教員、研究指導補助教員からの助言により、1年次前期セメスター終了までに研究課題を設定する。研究課題設定後は、引き続き先行研究などの調査を実施し、1年次後期セメスター終了までに研究計画を立案する。研究計画立案後、研究指導委員会及び本学倫理委員会において論理性及び倫理性の両面について審査し、研究科委員会の承認を経て1年次終了までに研究を開始する。研究の進捗状況は、毎年9月及び2月に研究指導委員会へ報告書を提出するとともに、中間報告会を開催し、学内に公表することで確認する。

以上のように、研究指導教員及び研究指導補助教員を中心とする集団指導体制の下に研究を遂行し、半年ごとの中間報告を経て修士論文を完成させる。各学生に1名の研究指導教員及び1名以上の研究指導補助教員がチームを組んで指導に当たっている。研究指導補助教員は、概ね複数名が配置されていることから、各学生は2~4名程度の教員の指導を直接受けながら研究を進めることになる。学生への履修指導及び研究指導については、研究指導教員及び研究指導補助教員を構成員とし、研究科長を委員長とする研究指導委員会の総意に基づいて実施される。修士論文研究を実施する者は、研究課題の設定に際し、研究指導委員会の承認を受けなければならない。したがって、修士の学位とかけ離れた研究課題設定は未然に防止することができる。学生は、研究指導委員会が主催する半年ごとに開催される中間報告会において、指導教員以外の教員からも意見を聴取し、指導を受ける機会が設けられており、研究を遂行する上で役立っている。

【分析結果とその根拠理由】

両研究科とも研究指導体制を整備し、教育課程の趣旨に沿った充実した研究指導を、学生個々に合わせて計画的に行っている。

観点5-6-①： 学位授与方針が明確に定められているか。

観点5－3－①を参照のこと。(学士課程・修士課程ともに「学位規程」で方針が定められている。)

観点5－6－②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準については、規程により明確に定めており(資料5－6－②－1)、学生便覧に掲載して全学生に配付し、入学時のオリエンテーションにおいて説明している。

成績評価及び単位認定は、大学院履修規程に基づき、各セメスター終了時に当該科目の担当教員による評価について教務委員会が内容を確認し、研究科委員会の合意を経て実施している。

資料5－6－②－1 修了認定基準及び成績評価基準(関係規程より抜粋)

○大学院学則

(評価基準等の明示)

第27条 研究科は、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画を明示するものとする。

2 学修の成果、修士論文の評価及び修了の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、その基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(単位の授与及び学修の評価)

第28条 授業科目を履修した学生に対し、試験の上、合格した者に所定の単位を与えるものとする。

2 学修の評価は、A、B、C、D及びFの評語で表し、A、B、C及びDを合格とする。

3 学修の評価に関する事項は、別に定める。

【出典 規程集大学院編P. 6】

○大学院履修方法及び学修の評価に関する規程

(学修の評価)

第3条 学修の評価は、A、B、C、D及びFの評語で表し、A、B、C及びDを合格とする。

(修了に必要な単位数)

第7条 学生は、別表2に規定する数以上の単位を修得しなければならない。

2 前項の学修の評価は、授業科目の履修期間が終了したときに試験及び平素の成績を総合して次の基準により行う。

評価	評価の基準(100点満点)	判定
A	90点以上 100点まで	合格
B	80点以上 90点未満	
C	70点以上 80点未満	
D	60点以上 70点未満	
F	60点未満	不合格

【出典 規程集大学院編P. 21～22】

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されている。また、成績評価、単位認定は適切に実施される体制が整えられている。

観点5－6－③：成績評価等の客觀性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績、単位及び修了の認定については、学則及び規程に基準を明確に示し、学生には学生便覧、シラバスに明記し周知している。成績評価に係る審議についても正当性、透明性を図るために、研究科教務委員会、研究科委員会で厳格な審議が行われている。また、成績評価に関する組織だった対応として、成績評価に関する異議申し立て期間を設け、この制度の目的、方法について学生便覧に明記している（ただし、現在までに研究科において異議申し立てはなされていない）。

【分析結果とその根拠理由】

評価基準の公開及び審議の正確性、学生からの成績異議申し立て制度の導入など、成績評価の正当性を担保するための措置が整備されている。

観点5－6－④：専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学研究科では、修士論文審査に先立ち、修士論文研究計画審査を行うことが修士論文審査規程に定められている。修士論文研究計画審査及び修士論文審査は、研究科委員会での承認を受けた研究科教授2名と当該学生の研究指導教員が審査委員会を開催し実施する。研究科委員会が必要と認めたときには、他大学の研究者1名あるいは専門の異なる研究者1名を追加出来ることとしている。

修士論文研究計画審査は、「修士論文審査規程」、「修士論文審査内規（修士論文の審査基準を含む）」、及び研究科委員会で承認された「修士論文作成指導・審査の手引き（看護学研究科のみ）」にしたがって個別に行われる。審査結果は、「修士論文研究計画審査報告書」に基づき研究科委員会において合否を決定している。

修士論文審査は、提出された修士論文の個別審査に加え、公開論文発表会（最終試験）を行うこととしている。公開論文発表会後、研究科委員会を開催し最終審査を行い、研究科委員会全員（看護学研究科は2／3）の承認を合格の条件としている。

学位論文の審査基準は明確に策定されており、新規性、有用性、信頼性の3条件について審査を行う。信頼性は修士論文において必須の要件となるが、新規性と有用性はいずれかを満たせば良いものとしている。また、ヒト、動物を対象とした研究の場合、倫理的配慮に関する記載を必要としている。これらの審査基準は学生便覧に記載し、周知を図っている。

修士論文の審査を希望する学生は、研究科委員会が指定した期日までに、修士論文の概要を含む修士論文審査

願を研究科長に提出する。研究科委員会は、提出された修士論文審査願について審議を行い受理の可否を決定する。また、このとき研究科委員会は、研究審査委員会を設置して以後の審査に充てる。研究審査委員会は、審査の公平性を考慮し、当該学生の研究指導を行う研究指導教員1名及び研究指導を行わない教員2名以上を含む複数の教員で構成される。研究審査委員会の委員長は、研究指導教員以外の教員がこれに当たる。研究審査委員会には、必要に応じて外部の有識者を加えることを可能とする。審査を受けようとする学生は、修士論文審査願が受理された後、研究科委員会が指定した期日までに修士論文を提出する。研究審査委員会は、提出された修士論文について審議を行い、その結果を研究科委員会に報告する。研究科委員会は、研究審査委員会の審議結果を受け、修士論文審査の実施の可否を決定する。

修士論文審査の実施が認可された場合、研究科委員会は、修士論文研究公聴会を開催し、研究成果を学内に公表する。修士論文研究公聴会の開催後、研究審査委員会は口頭試問を形式とする最終試験を実施する。最終試験実施後、研究審査委員会は、修士論文審査判定会議を開催し、提出された修士論文及び最終試験の結果に基づき審査を行う。研究審査委員会の審議においては、審査の透明性を考慮し、研究審査委員会の委員長を含む委員全員が個別に評価を行い、合格判定については全会一致（看護学研究科は2／3）を原則とする。研究審査委員会の委員長は、審議の過程で出された意見、各委員の評価結果、合格判定結果等をまとめ、研究科委員会に報告する。研究科委員会は、研究審査委員会による審査結果を受け、学位授与の可否について審議し決定する。

【分析結果とその根拠理由】

学位論文に係る評価基準は策定されており、基準及び手続きは詳細に学生便覧に記載され、学生への周知が図られている。学位論文審査体制は適切に整備されている。

<正規の課程以外の者に対する教育サービス) >

観点5－7－①： 聴講生・科目履修生等の正規の課程以外の者に対する教育サービスの提供は適切に行われているか。

【観点に係る状況】

聴講生・科目履修生等の受入状況については資料 12－1－③－1 のとおりとなっている。平成 24 年度は大学間で協定書を締結した海外の大学から特別聴講生を 1 名受入れ、本学の教育内容を提供することができた。しかし、看護学研究科の研究生より「研究生が学習、研究を行う教室や機材が整っていない」という意見が出ており、研究環境の整備が必要である。

資料 12－1－③－1 聴講生等の受入状況（過去3か年の実績）

【学部】				
○平成 24 年度				受講延べ人数（単位：人）
看護学科	○	○	○	○
診療放射線学科	○	1	○	○
○平成 23 年度、平成 22 年度				
聴講生等の受入れ実績なし				
【大学院】				
○平成 24 年度（平成 24 年 5 月 1 日現在）				受講延べ人数（単位：人）
看護学研究科	○	○	9	3
診療放射線学研究科	○	○	○	○
○平成 23 年度（平成 23 年 5 月 1 日現在）				受講延べ人数（単位：人）
看護学研究科	○	○	4	3
診療放射線学研究科	○	○	○	○
○平成 22 年度				受講延べ人数（単位：人）
看護学研究科	○	○	6	0
診療放射線学研究科	○	○	○	○
○平成 21 年度				
聴講生等の受入れ実績なし				

【分析結果とその根拠理由】

正規の学生以外の者への教育機会は、適切に提供できている。しかし、看護学研究科に所属する研究生の研究環境が確保できていない。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

カリキュラム・アドバイザー制度及び GPA 制度の活用により学生個々の履修と成績の状況を把握し、これをもとに学習方法の助言を行っている。

成績評価の学生からの異議申し立て制度が機能し、学生教員間の教育上の信頼関係の向上に役立っている。大学院においては、社会人学生に考慮して柔軟な授業展開を実現している。

【改善を要する点】

看護学研究科に所属する研究生の研究環境の整備が必要である。